

契丹令史蔡志順

毛利英介

On the *Khitan-lingshi Cai Zhishun*, or a Study of the Use of the Khitan Language in Liao Society

MORI Eisuke

This paper is primarily concerned with the actual usage of the Khitan language during the Liao dynasty. In recent years steady progress has been made, from the perspective of linguistics, in deciphering the Khitan language. Despite this, there has been little deepening of the discussion, from the historical perspective, concerning how the Khitan language was actually used during the Liao dynasty, or what significance such usage had. Previous studies have tended to suggest that the Khitan language was primarily limited to symbolic uses and that the use of Chinese predominated for practical affairs. The author questions this interpretation, believing that more attention should be paid to the authority the Khitan language possessed as the native language of the ruling elite of the Liao dynasty. Specifically, this paper will examine the question of the extent to which Hanren (漢人) became conversant in the use of the Khitan language during the Liao dynasty, and to what extent the language was employed in the routine affairs of government administration.

目次

はじめに

第一章 遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

第一節 『遼史』に見る遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

第二節 石刻史料に見る遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

第二章 蔡志順について

第一節 「蔡志順墓誌銘」について

第二節 蔡志順の経歴について

第三節 枢密院契丹令史および枢密院通事について

第三章 蔡志順の位置づけについて

第一節 出土地が近いものからの類推

第二節 姻族からの類推

第三節 経歴が近いものからの類推

おわりに

はじめに

契丹史研究¹⁾において、契丹文字資料が重要であることは言をまたない。そのため、筆者も契丹文字資料には大いに関心を持っている。ただ、近年契丹語・契丹文字の解読は着実に進みつつあるものの、少なくとも筆者にとってその利用は簡単ではない。そのような中で筆者は、遼代における契丹語・契丹文²⁾の使用状況という観点からの歴史学的研究であれば自身にも一定の貢献が可能ではないかと考え、本稿を執筆するものである。

ところで、このような遼代における契丹語・契丹文字の使用という観点については、近年武田和哉により重要な問題提起がなされている（武田 二〇一〇）。筆者なりにその論点をまとめると以下ようになる。

- 契丹国では契丹語と漢語が併存した可能性が高い。
- 契丹国には多くの漢人がおり、人口数では契丹人を凌駕したと推測される。
- 契丹国に関する伝世あるいは出土文字史料の量は、圧倒的に漢字史料が多い。これは、当時の識字能力のある階層における言語使用の実相をある程度反映していると思われる。

1) 本稿では、国家・王朝名としての「契丹」と「遼」を特に区別することなく使用する。

2) 以下、「契丹語」と「契丹文」を対比させる場合は、前者が口頭言語、後者が書写言語を指す。

- ・目下解説されている範囲では、契丹語には多くの漢語が借用されており、これはその逆よりも相当多い。

以上の点から、武田は「契丹国における言語の使用状況は、おおむね契丹語と漢語の双方が併用されていたと推測され、一定の人口がその双方を解する能力をもつ環境にあったのではないかと推定される。そして、どちらかといえば、漢語のほうが優勢であった可能性が高い」と結論する。

筆者は、上記の四点それぞれに異論を持たない。ただし、結論の「漢語が優勢であった」という表現には躊躇を覚える。それは、「優勢」という意味が曖昧である点である。

まず、契丹語と漢語の使用が単純に量的な観点でどちらが優勢であったかというならば、漢語であろう。また、近年の研究成果を見れば、確かに契丹語の中では多くの漢語からの借用語が使用されている³⁾。

ただし、契丹という国家が契丹人⁴⁾を中核とする国家であるという性格はやはり無視できず、その権力性において契丹語は独特の地位をもったと筆者は考える。このような観点から考えた場合には、契丹語が漢語に対して「優越」していたという表現を用いても、一面で誤りとは言えないのではないかと。

以上のようなことを考えたとき、遼代において国家の日常的な行政に契丹語・契丹文がどの程度用いられ、漢人⁵⁾がどの程度それに参与したかという課題が浮上してくるように思う。つまり、契丹の国家機構に参与するには、漢人も契丹語・契丹文を習得する必要が生じる場合があったのではないかとこの視点である。

結論的にはなかなかその実態はつかみにくいのだが、関連の史料が無いわけではない。それは、例えば本稿で主要な史料として扱うこととなる「蔡志順墓誌銘」である。以下本論では、まず遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について概観した後、同墓誌銘の検討を軸として、上記のような問題意識から議論を行うこととしたい。ただし、史料状況の問題や筆者の能力不足から雑駁な問題提起に止まる可能性が高いことは、あらかじめ海容を乞うものである。

3) 例えば、劉鳳翥等 二〇〇九の附録三「已經釈読的契丹小字語詞」参照。

4) ここでの「契丹人」とは、「契丹という国家に属する人々」ではなく、耶律姓・蕭姓をもつ遊牧騎馬民の契丹人を指すものであり、本稿での行論上は現実には「漢人」と対比される存在である。研究者によっては、「契丹族」・「契丹民族」などと称するであろう。

5) 本稿での「漢人」とは、遼代の史料において「漢兒」とも記されて「契丹」と対比される人々を指す。具体的には、契丹人・奚人・渤海人以外で漢姓をもつ人々を一括して「漢人」として扱う。そのため、実際には様々な由来をもつ人々を包含することとなる。

第一章 遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

第一節 『遼史』に見る遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

本章では遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について概観する。その際、本節ではまず『遼史』を検討対象としたい。

ただし、実のところ『遼史』には契丹語・契丹文の使用に関する記述はさほど多くない。それは、『金史』と較べれば明らかである。しかし、金代において遼代より盛んに契丹文・契丹語が使用されたとは考えがたく、これは遼代においては契丹語・契丹文の使用が当然であったため敢えて記されないことが多いものと筆者は考える⁶⁾。そして、『遼史』列伝において個別の人物の契丹文能力に関する記事が存在する場合は、多くは契丹人が契丹文と漢文の双方を善くしたという内容であり⁷⁾、どちらかと言えば漢文能力の称揚に重点がある。

そのような中で、『遼史』に立伝される漢人で契丹語ないし契丹文の能力を有することが史料的に確認ないし推測されるのは、管見ではわずかに以下の三人である⁸⁾。

- ・陳昭寰（『遼史』卷八十一）

小字王九、雲州人。工訳鞮、勇而善射。

- ・耶律隆運（『遼史』卷八十二）

侍景宗、以謹飭聞、加東頭供奉官、補枢密院通事、…。

- ・王繼恩（『遼史』卷一〇九宦官伝）

聡慧、通書及遼語。

上記のように、実際にはこれより多くの遼代漢人が契丹文・契丹語を解したと筆者は推定するものだが、まずはこれら三人の人物について検討したい。

6) 『金史』では百官志（及び選挙志）に契丹文使用に関連する記事が多く存在するが、『金史』と『遼史』の百官志を比較すると『金史』の方が圧倒的に充実している。これも『金史』で契丹文に関連する記事が目につく一つの理由であろう。

7) 例えば、「通遼・漢字、善騎射、…」(『遼史』卷三十天祚本紀附耶律大石)。

8) その他、『遼史』卷七十六張礪伝に高彦英なる人物が通事として出現する。この高彦英については、その名から後述の高唐英との関係も想像されるが、それも含めてその出自・背景等は不明である。なお、五代・宋代の中原史料に見える契丹の通事については、本稿では必要が無い限り言及しない。遼代の通事に関連する研究としては姚從吾 一九八一を挙げておく。

・陳昭袞

『遼史』列伝の記載によって陳昭袞の経歴を略述すると以下のようである。陳昭袞はまず祇候郎君に補せられ、その後「圉場（御狩場）の事」を掌っている際に聖宗が射損じた虎に直接騎乗した上で仕留めた功績から、圉場都太師とされ国姓（＝耶律姓）を賜い、後には同知上京留守など各地の重要な職務も歴任したという。耶律姓を賜っていることにも現れているが、陳昭袞の経歴は全体に契丹人のものに近い。

さて、陳昭袞が巧みであったという「訳鞮」であるが、これは通訳のことと考えてよいだろう。何語の通訳かは明示はされないが、遼代の言語状況や陳昭袞の出自・経歴からすれば、漢語と契丹語である蓋然性が高いだろう。

・耶律隆運

耶律隆運は、『遼史』卷七十四に立伝される遼初に活躍した韓知古の孫・韓匡嗣の息子であり、本来の姓は韓である。それが、承天皇太后（景宗の睿智皇后）に寵愛されて耶律姓を賜り、耶律隆運と名乗ることとなった。近年その一族の墓誌銘がまとまって出土した結果、耶律隆運ひとりではなく一族で耶律姓を名乗り、事実上皇族に準じた契丹人の一族として遇されていたことが明らかとなっている⁹⁾。

そのような耶律隆運が任命された「枢密院通事」だが、現存の史料から考えれば、『遼史』卷四十五百官志・北面朝官条に見える「北枢密院通事」・「南枢密院通事」に当たると見るのが妥当と考える¹⁰⁾。その具体的な職掌は不明であるが、「通事」という語の一般的な用法や後に検討する遼代石刻史料中の「通事」の用例から考えれば、口頭での通訳と考えるのが妥当であろう。そして、何語の通訳かは明記されないが、これも遼代の一般的な言語状況や耶律隆運の出自・経歴から考えて、契丹語と漢語である蓋然性が高いだろう。

・王繼恩

王繼恩は、宦官伝に立伝されるように宦官である。『遼史』列伝の記載によれば、王繼恩は幼少期に景宗の睿智皇后が北宋に南征した際に捕虜となり連行されて宦官にされ、聡明であることから抜擢され、その後皇后の息子である聖宗が親政を開始した後も内庫都点検にまで栄達し、北宋との外交にも宣賜使として活躍した、とされる。そもそも、『遼史』の宦官伝には二人しか立伝されておらず、王繼恩は遼代において特に成功した宦官と評価されたとみなしてよからう。

さて、まず彼が善くしたという「書および遼語」のうちの「遼語」とは、契丹語のことであ

9) 向南等 二〇一〇の関係箇所参照。

10) その他、「賈師訓墓誌銘」（向南 一九九五、四七六－四八三頁）にも「南北枢密院通事」の用例がある。

ろう。これは、注7)で言及したように『遼史』に「遼・漢(文)字」というような表現が散見し、この場合の「遼字」が契丹文字のことであろうことから推測可能である。一方「書」が契丹文を含むのかは不明だが、いずれにせよ口頭の契丹語能力は保持していたこととなる。

さて、偶然か以上の三人はいずれも聖宗期前後の人物であるが、それ以外にも共通点がある。それは、これらの人物は漢人と言いつつもいずれも契丹の皇帝や皇后に近侍する存在であったことである。つまり、契丹人権力者と近しく生きる立場にある漢人にとって契丹語能力が必要であったろう点は、半ば当然かもしれないがここで確認しておきたい。

しかし、これらの史料は時期が偏っているために、当該時期以外の時代、特に遼代後半から末期にかけての状況を知ることはできない。また、正史に立伝されるような人々であるだけに、階層的にも偏りが存在する。そこで、次節では石刻史料にも視野を広げて同様の検討を行うことで、より遼代の全般的状況を探って行きたい。

第二節 石刻史料に見る遼代漢人の契丹語・契丹文使用状況について

本節では、前節を受けて、遼代の石刻史料に見える漢人の契丹語・契丹文使用状況について概観する。その際、関連の墓誌銘の出土があり、その人物の出自・背景について一定の情報が得られるものに検討の対象を限ることとする。具体的には、耿崇美(及びその一族)・高唐英・王婆孫・鄭恪が本節での検討の対象となる。

・耿崇美

耿崇美はその本人の墓誌銘¹¹⁾が遼寧省朝陽市で出土しており、天祿二年(九四八)没・保寧二年(九七〇)移葬の紀年をもつ。耿崇美は天祿二年に没した際に五十五歳であったとのことであり、遼初の人物であると言ってよいだろう。すでに考証があるように『遼史』本紀に名前が見えるほか¹²⁾、中原側史料にも「通事」としてその名が確認できる¹³⁾。墓誌銘の記載によれば、耿崇美の祖先は燕地の人であったが、父の代に契丹軍が侵入した際に捕虜となった結果父は太祖の近臣となり、一家で当時の契丹領内(恐らくは墓誌銘出土地である現在の遼寧省朝陽市方面か)に移住したとされる。

耿崇美の契丹語能力については、墓誌銘に

11) 向南等 二〇一〇、一三—一六頁参照。

12) 向南等 二〇一〇に『遼史』卷四太宗本紀大同元年(九四七)二月(辛未)にその名が見えることが指摘される。

13) 契丹主聞帝即位、以通事耿崇美為昭義節度使、高唐英為彰德節度使、崔廷勳為河陽節度使、以控扼要害。(『資治通鑑』卷二八六後漢高祖紀天福十二年(九四七)二月甲戌)

又上国之言与中華迥異、公善於轉訳、克副僉求、大聖皇帝（＝太祖）自謂得人、選為通事。との記述が存在する。つまり、耿崇美は契丹語（＝「上国之言」）と漢語（＝「中華」）の通訳能力に優れたことから、太祖・耶律阿保機に見出されて「通事」となったというものである¹⁴⁾。

そして「耿崇美墓誌銘」で通事であったことが記されるのは耿崇美のみではない。その長男紹基は「太后宮通事」、四男紹邕は「国通事」とされる。そして、さらに耿崇美の曾孫（耿延毅の息）である耿知新もその墓誌銘¹⁵⁾に

自孩幼習将相藝、知番漢書。

の一節が存在し、契丹文（番書）を善くしたことが記される。

以上のような状況は、契丹語能力によって契丹皇族に近侍し栄達することができた耿崇美の一族が、代を経てもその能力を保持していた或いは保持するように努めていたものと考えられる。よって、同一族において契丹語能力が明示されない人物でも、実際には契丹語能力を保持していた蓋然性が高いと考える。

そして、耿一族は既述の耶律を名乗る韓一族との通婚が知られる¹⁶⁾ほか、聖宗の側室も輩出しており¹⁷⁾、契丹皇族に近侍する代表的漢人一族の一つとすることが可能である。

・高唐英

次に高唐英の例である。高唐英の契丹語能力については、その息子である高嵩の墓誌銘¹⁸⁾に父諱唐英、…升国通事。只在御前祇候轉訳、…とあり、「国通事」であったとされることに拠って知られる。高唐英は太宗期に活躍した人物であり、『遼史』卷四太宗本紀大同元年（九四七）二月辛未・三月丙戌にその名が見え、引用文の「御前」も太宗の御前を意味する。また、高唐英は太宗の後晋攻撃に参加したことから中原史料にもその名を確認することができ、その際に注13) 引用史料にも見えるように耿崇美と名前が列記されることが指摘できる¹⁹⁾。以上から、残念ながらその家系の由来などは知ることができな

14) この一連の経緯について、「耿延毅墓誌銘」（向南 一九九五、一五九—一六四頁）では皇后に見出されたとし、「国通事」となったとされる（耿延毅は耿崇美の孫）。「国通事」については詳らかにしないが、後述の「太后宮通事」と対比すれば、皇帝付きの通訳ではないかと推測する。

15) 向南 一九九五、一八四—一八六頁。

16) 「耿延毅妻耶律氏墓誌銘」（向南 一九九五、一四二—一四五頁）参照。この耶律氏は、韓匡嗣の孫である。

17) 「聖宗淑儀贈寂善大師墓誌銘」（向南等 二〇一〇、一一九—一二〇頁）参照。寂善大師は耿崇美の孫に当たるとする。

18) 向南等 二〇一〇、三七—三九頁。墓誌銘の記載に拠れば、高嵩自身は統和十七年（九九九）に没し、翌年に葬られている。なお、やはり墓誌銘によれば、高嵩の妻は石重貴の孫とされる。

19) 『遼史』卷四太宗本紀大同元年二月辛未条でも同様である。

いものの、高唐英は耿崇美とその置かれた立場が非常に近い人物であったと見なせる。そして、墓誌銘の記載に拠れば「北大王帳族姓女」即ち契丹人を娶わせられたとされることも注目される。

以上は遼初の例であるが、次に遼末の例について述べていきたい。

・王婆孫

王婆孫は「王土方墓誌銘」²⁰⁾にその孫として言及される人物である。「王土方墓誌銘」は乾統二年（一一〇二）の没・葬・建の紀年を有しており、その孫の王婆孫は遼末（及び金初？）の人物となる。「王土方墓誌銘」の記載によれば、王氏は恐らく五代期に遼上京に移住した家系であり、同墓誌銘も遼上京遺跡に程近い場所で出土している。

王婆孫の契丹語能力については、「王土方墓誌銘」において王婆孫の肩書きが「北密院番訳」とされることに拠って知られる。この「北密院番訳」であるが、まず「北密院」は「北枢密院」のことで問題ない。「番訳」については、筆者は「翻訳」であると理解する。また、仮に文字通り「番語の通訳」だったとしても、事実関係の理解には大きな差は出ない。その職務内容としては契丹語と漢語を扱った蓋然性が高いだろう。ただし、それが口頭での通訳なのか書写言語を扱ったのかは不詳である。

王婆孫自身がどのような人物であったかは、墓誌銘において王土方の孫として言及されるだけであるため、それ以上の追及が不可能である。しかし、王土方は『遼史』に伝が存在しないものの、先行研究²¹⁾において『金史』巻九十六に曾孫の王賁が立伝されていることが指摘され、そこでは王土方は遼道宗期に一時期権勢をほこった耶律乙辛を失脚させるのに与り力があつたとされる。墓誌銘では耶律乙辛の具体名は挙げずに比較的曖昧にその事情が記されるものの、いずれの史料でもその結果道宗から大いに賞されたことが記され、墓誌銘ではその結果東頭供奉官となったとされる。以上から、王土方の息子である王婆孫の「北密院番訳」という立場も、王土方が契丹人に近侍したことによる所が大きいと考える。

・鄭恪

鄭恪は本人の墓誌銘が²²⁾が戦前に現在の遼寧省建平県で出土している。墓誌銘の記載によれば、鄭恪は大安六年（一〇九〇）に五十七歳で没して同年に葬られており、概ね遼代後半の道宗期に活躍した人物と言ってよいだろう。

鄭恪の家系は、「鄭恪墓誌銘」の記載によれば代々「白雷北原人」とあるという。「代々」が

20) 向南等 二〇一〇、二四四―二四五頁。

21) 向南等 二〇一〇参照。

22) 「鄭恪墓誌銘」については、向南一九九五の四二八―四二九頁参照。

いつからを指すかは不明だが、墓誌銘の記す文脈からは、少なくとも曾祖の時代にはこの地に居住していたようである。「北原」が具体的にどこであるかも文献上からは不明だが、「白霽」は遼代においては中京を指す一種の雅語であり、「鄭恪墓誌銘」の出土地は遼代では中京管内であることから、同地付近を指すと考えてよからう。鄭一族は、恐らくは鄭恪の曾祖（ないしそれ以前）の時期にこの地に移住してきたこととなる。

鄭恪の契丹語・契丹文能力に関する記述としては、「鄭恪墓誌銘」に以下のような一節が存在する。

通契丹語、識小簡字。

この「小簡字」とは見慣れない表現だが、直前の「契丹語に通じ」と併せて全体の文脈から考えれば、契丹小字を指す蓋然性が高い。よって、この一節全体で彼が契丹語の会話も書写も可能であったことを述べていると筆者は考える。

鄭恪の官歴の特徴としては、まず科挙及第の文官であることがある。そして、墓誌銘の記載による限り、いわゆる監当官を含めた経済関係の役職²³⁾を主に経ているようであり、地域的には燕雲地区の職には就いていない点が注目される²⁴⁾。

以上の例のほかには遼末の漢人の契丹文・契丹語能力に関わる記事が存在するのが「蔡志順墓誌銘」であるが、これについては章を改めて述べていくこととし、本節で述べたことをまとめておきたい。

まず、耿一族および高一族については、その契丹語能力により遼初の段階で皇帝に近侍する立場にあった。これは、前節で検討した韓一族と近いものがある。ただし、彼らの存在形態に関する検討は契丹史研究において重要である一方、より一般に遼代の漢人がどの程度契丹文・契丹語能力を保有したのかという本稿での課題とずれてくるのは否めない。

では、遼末の例として挙げた二人はどのように理解できるだろうか。

まず、二人ともいわゆる燕雲地区の出身ではないことが指摘できる。これは、いずれかの時期に祖先が契丹内地²⁵⁾に移住した人物であることを示しており、比較的契丹人に近い立場にあったと言えることができるであろう。そのため契丹語能力を持つ可能性・必然性も高くなったことが想定可能である。

23) 遼代の経済機構についての研究としては、向南等 一九八三を挙げておく。

24) 任地が明言される職務は、松山州軍事判官・貴德州節度副使・東京供贍都監・知上京塩鉄副使である。松山州は中京管内、貴德州は『遼史』地理志に謂う東京道に属す。このうち東京供贍都監・知上京塩鉄副使は経済関連の職務であり、その他に鄭恪は度支戸部判官を経験している。

25) 本稿で使用する「契丹内地」とは、基本的に『遼史』地理志にいう上京道・中京道を指す。

そして鄭恪の場合、まず科挙及第者が契丹語・契丹文を善くしていたということが興味深い。これは、史料に明示が無くとも、他の科挙及第者にも同様のものがあつたことを想定させるからである。他方で、燕雲地区以外で経済関連の職務を歴任していたことが彼の経歴の大きな特徴である。これは、比較的契丹人との結びつきが濃い職務に就いていたと理解できようし、その背景としては鄭恪の出身地と契丹語能力が関係したことは推定可能だろう。

王婆孫の場合、本人の経歴などについて詳細を知ることができないが、その祖父である王士方は道宗皇帝と一定の個人的な関係があつたとされており、恐らくはこれを契機として王一族はその曾孫の代に『金史』に伝が立つような階層にまで上昇していったと思われる。その際、契丹人有力者との結びつきを保持するためにも、遼代においては契丹語の能力を保持することは有利に働くものであつたと考えられる。

以上を前節で述べたこととあわせ考えるとどのようなになるだろうか。

まず、前節で検討した『遼史』列伝の例は時代が聖宗期前後に偏っていたが、実際には漢人が契丹語能力を持つことは遼代を通じて実例があることが具体的な史料上からも明らかとなった。そして、前節では皇帝や皇后に近侍する漢人が契丹語能力を持つことを述べたが、これは『遼史』に立伝されるような人物群であるからであり、これを本節のように『遼史』に立伝されないような人物の墓誌銘にまで検討範囲を広げると、一般に契丹人に近い位置で活動する漢人は契丹語・契丹文能力が必要とされたと考える。

また、鄭恪が契丹内地の経済関係の職務を歴任したことなども、王繼恩が内庫都点検を務めたことと併せ考えれば、広い意味では「皇帝・国家の金庫番・倉庫番」のような位置づけが可能ではないだろうか²⁶⁾。

以上のような想定が正しいかは、次章以降で「蔡志順墓誌銘」を手がかりとして考察を行うことで確認していきたい。

第二章 蔡志順について

第一節 「蔡志順墓誌銘」について

本章では、「蔡志順墓誌銘」に基づき、蔡志順の契丹語能力に注目しつつその人物像について検討する。その検討に先立ち、まず本節では「蔡志順墓誌銘」の基礎的な情報について述べておきたい。

26) 例えば、同時代の宋と同じく、実際には遼でも様々な背景を持った人物が監当官となっている。この点分析が甚だ不十分ではあるが、姑くこのような表現で止めておく。

「蔡志順墓誌銘」は乾統五年（一一〇五年）没・八年葬という遼代末期の紀年をもつ墓誌銘である。墓誌銘では没した時点での年齢が明記されないが、清寧六年（一〇六〇）からの活動が記されることから、姑く生年は一〇四〇年前後と推定しておく。

王未想一九九五によれば墓誌銘の出土年は一九九二年、出土地は遼上京遺跡から東南に二キロの内モンゴル赤峰市巴林左旗林東鎮西榆毛子山南麓の遼代墓群である。墓誌銘の誌石の形状は長方形で、大きさは縦七〇センチ・横四五センチ・厚さ六・五センチであり、さほど大きくはないと言えよう。右上部が残欠しておりその箇所の内容を知ることが出来ないほか、残存部分も三つに断裂しているが、この断裂は釈読に影響はない。誌文は十九行、満行二七字で四四六字が現存する。

同墓誌銘の録文は、王未想 一九九五のほか、蓋之庸 二〇〇七の五三七－五四二頁・劉鳳翥等 二〇〇九の一二二頁・向南等 二〇一〇の二六一－二六二頁に掲載され、劉鳳翥等 二〇〇九以外ではそれぞれ一定の語釈も施されており、本稿での検討でも依拠するところが大きい。墓誌銘の拓影は、釈読にたえるレベルのものが王未想 一九九五・蓋之庸 二〇〇七の五三六頁・劉鳳翥等 二〇〇九の拓影編三八頁に掲載される。本稿では、付録として録文を末尾に掲載するが、これは上記の録文・拓影を併せ見たものである。同墓誌銘は現在遼上京博物館に所蔵されており、筆者は同館にて拓本については実見したことがある。

なお、蔡志順の名は『遼史』には確認できないが、「耶律弘世墓誌銘」（耶律弘世は道宗の弟）²⁷⁾に鄭州団練使・隨駕三軍都虞候の蔡志順の名が「奉祭奠」という立場で確認できる。

第二節 蔡志順の経歴について

次に本節では蔡志順の経歴について検討する。

まずは蔡志順の家世と初任の経緯について検討したいが、これは誌石右上部の残欠部にかかることから残念ながら正確に知ることができない。しかし、まず墓誌銘の「銘」の部分に「富貴」と対照させて「邈起白屋」の一句があることから恐らくはあまり高い階層の出自ではなかったこと、墓誌銘の記載から恐らく上京周辺で「郡吏」であったと推定されること、埋葬地からは上京近傍に居住する家系であることが伺われること、程度は推測が可能である。

そして、誌文によれば「宋国王が京師の留守となった際に蔡志順を認めた」とされる。ここでの「宋国王云々」については、耶律和魯幹が上京留守となったことを指すとの先行研究の考

27) 向南等 二〇一〇、一九一―一九四参照。大安三年没ならびに葬（一〇八七）と考証される。

証²⁸⁾に従う。耶律和魯斡は興宗の子息で道宗の弟であり、契丹皇族の中でも最高ランクの人物である。つまり、契丹皇族との個人的な関係が蔡志順にとって重要であり、且つその官歴の端緒であったというのが墓誌銘の記すところである。

次に、蔡志順のそれ以後の官歴について検討したい。墓誌銘に見られる蔡志順の実職及び武階官としてのランクの推移はそれぞれ以下のとおりである（□は判読不能部分）。なお、実職のうち「随駕三軍都虞候」は前述の「耶律弘世墓誌銘」の記述と一致する。

郡吏→枢密院契丹令史→（枢密院？）通事→知随駕生料副使→上京商税点検→随駕針線院都監→懷州商趨都監→上京商税点検→知上京軍器庫使→随駕三軍都虞候→知慶州節度副使→□京馬軍都虞候→知上京内省使事→□州軍州事→天城軍節度使

？→左承制→如京副使→安州団練使→安州防禦使→千牛衛大將軍→帰州觀察使→天城軍節度使²⁹⁾

ここで蔡志順の契丹語・契丹文能力との関係で筆者が注目したいのは実職のなかの「枢密院契丹令史」と「枢密院通事」であるが、それは次節で検討することとしたい。なお、枢密院に属していた際に蔡志順は耶律乙辛（=乙信）と対立したことが墓誌銘では匂わされるが、この点は王士方と似た点と言えるかもしれない。ただし、『遼史』を一読すれば明らかのように、耶律乙辛失脚後の史料では彼を悪く描くのは一般的な現象でもある。

それでは、枢密院契丹令史と枢密院通事以外の蔡志順の官歴であるが、以下のような特徴が指摘できよう。

- 「随駕」が冠せられるものが多いこと

蔡志順の歴任した実職には、知随駕生料副使・随駕針線院都監・随駕三軍都虞候というように、「随駕」が冠せられるものが多い。「随駕」とは季節移動する契丹皇帝に随伴する立場であることを意味しており、複数の「随駕」職の歴任は蔡志順の皇帝への近侍性が伺われる。

- 上京およびその周辺に関わるものが多いこと。

次に、蔡志順の歴任した実職の特徴として上京商税点検・上京商税点検・知上京軍器庫使・知上京内省使事というように上京に関する職が多いほか、懷州商趨都監・知慶州節度副使・天

28) 王未想 一九九五。

29) 天城軍（=天成軍）節度使は、実職と武階官としてのランクを兼ねていると理解した。なお、遼代の「寄禄官」に冠する重要な研究として、王曾瑜二〇一〇が存在する。

成軍節度使（＝慶州節度使）というようにそれ以外でも上京周辺の州の職が多いことが指摘できる。そして、懷州・慶州はともに上京周辺の州であるだけでなく、いわゆる奉陵邑であり、蔡志順はその節度使にまで至っていることが注目される。

- 経済関連の職が多いこと

その他に蔡志順の官歴を任地ではなく内容から見ると、生料副使・商税点検・針線院都監・商麴都監というように、監当官を含めた経済関連の職が多いことが指摘できる。

以上、本節では蔡志順の枢密院契丹令史および枢密院通事以外の経歴について検討し、

- 蔡志順が上京付近を本貫地とする（＝移住民の子孫）と想定されること
- 蔡志順があまり高い階層の出自でなかったと推定されること
- 蔡志順が耶律和魯斡という最高ランクの皇族との縁でその出世の端緒を得たと記されること
- 蔡志順の歴任した実職には「随駕」が冠せられるものが多いこと
- 蔡志順の歴任した実職には上京およびその周辺のものが多いこと
- 蔡志順は慶州という奉陵邑の節度使にまで至ったこと
- 蔡志順の歴任した実職には経済関係のものが多いこと

などに言及した。

第三節 枢密院契丹令史および枢密院通事について

本節では、蔡志順の経歴のうち前節で検討を保留した「枢密院契丹令史」及び「枢密院通事」について考察する。両者のうち、まずは行論上枢密院通事について検討したい。

枢密院通事は、耶律隆運の検討においてすでに言及したように、『遼史』百官志に見える「北枢密院通事」・「南枢密院通事」である蓋然性が高く、恐らくその職掌は口頭での通訳である。よって、蔡志順は口頭語としての契丹語の能力を有していたと考えられる。これは、蔡志順が「宋国王」に認められてその官途を開始したという墓誌銘に記される経緯を信じた際、契丹皇族と直接契丹語で会話が出来たと考えたほうが納得しやすく、首肯できるものである。

次に、「枢密院契丹令史」について考えたい。結論から言えば、管見では遼代の史料中に他に契丹令史という用例は見出せず孤立した例であり、傍証を集めて検討する以外方法はない。

まず、遼代には「枢密院契丹令史」の用例は「蔡志順墓誌銘」の他に見えないものの、単に「枢密院令史」であれば一定の用例が見出せる。ただし、『遼史』には枢密院の令史の用例自体は確認できるもののいずれもあくまで一般的な規定においてであり³⁰⁾、列伝などには具体的な任

30) 『遼史』卷三十二 官衛志中・行營・冬捺鉢条など。

用例が見られない³¹⁾。そのために、実際に検討可能な枢密院令史は石刻史料上に散見する例となる。

遼代の枢密院令史についての専論は管見では存在しないようだが、関連の研究で言及されることは少なくない。例えば楊一九九一の一四二頁では、枢密院令史の用例が見られる遼代の墓誌銘（及び『金史』列伝）が列挙される。ただし、これらは概ね科挙及第者が辟召されて就任する文官の枢密院令史である³²⁾。これは金代の令史のあり方に近く、さらには元代までが射程に入る重要な論点を含むが、現在検討している武官の蔡志順の例の検討に対しては裨益しない。

それに対して、以下の二例は蔡志順の例と関連する可能性がある。

北枢密院令史兼五州横巡使王師敏（「王昱墓誌銘」³³⁾）

充枢密院令史、遷右班殿直。（「張行願墓誌銘」³⁴⁾）

いずれの例も、上述の文官の枢密院令史とは様相を異にするものであり、特に後者は「右班殿直」であったということから明らかに武官である。しかし、遺憾にしていずれも深い検討を可能にする材料には乏しく、また張行願の例は渤海人のものであることをどう考慮するかなど、これも興味深いながら問題が多い。そのため、以上からは、遼代においては枢密院令史と言っても多様なものが存在したということ以上は明言しがたい。

次に、次善の策として金代の用例を検討したい。まず、契丹令史という用例は、遼代には見当たらないものの、『金史』には以下のような用例が存在する。

明昌三年（一一九一）、罷契丹令史、其闕内増女直令史五人。（『金史』卷三十九選舉志・文武選）

通契丹・漢字、尚書省辟契丹令史、撰知除、擢右司都事（『金史』卷八十九移刺髓伝）

これらから、金代において女直令史（や漢令史）と対比される契丹令史が存在していたことは疑いない。その他、『金史』卷八十八に立伝される移刺道と卷九十の移刺斡里朶も、前後の文脈からその任ぜられた令史が契丹令史であった可能性が高いと考える³⁵⁾。

ここで挙げた『金史』列伝に見られる契丹令史の具体例は枢密院ではなく尚書省のものだが、

31) 『遼史』卷九十八耶律儼伝に中書省令史に補任された例は存在する。

32) この点、高井 二〇〇九が参考となる。

33) 北京図書館金石組 一九九〇の九六頁に拓影を収録。ただし、この拓影は甚だ見にくいので、筆者はその他に北京大学図書館にて同館所蔵の拓本を併せ見ている。

34) 王新英 二〇一二、七八頁参照。なお、「張行願墓誌銘」は金代に刻されたものだが、張行願が枢密院令史となったのは遼代のことである。

35) 通女直・契丹・漢字。皇統初、補刑部令史、轉尚書省令史（『金史』卷八八移刺道伝）
通契丹字。…補尚書省令史。（『金史』卷九〇移刺斡里朶伝）

これは遼代と金代それぞれにおいて枢密院と尚書省が政府の中心的機構であったことの相違によるもので問題とならない。すると、このような金代における契丹令史とはどのようなものであろうか。

単純に文字面から考えたときに、ここで令史に冠される契丹とは、「契丹人」か「契丹文」かの二択であろう。そして、『金史』において契丹令史に就いているあるいは就いていると思われる人物は、いずれも移剌（≒耶律）を姓とする契丹人であるという事実がある。この点に注目すると前者の可能性が強く感じられる。ただし、一方で明昌年間における契丹令史の廃止は一般には金朝における契丹文公用廃止の一環として理解されており、その点では契丹文を扱う令史との理解も説得力をもつ。

さて遼代における蔡志順の例に戻ったとき、彼はいわゆる契丹人ではないので、その契丹令史が契丹人の令史という意味ではあり得ない。すると、契丹令史は契丹文を扱う令史を意味する蓋然性が高いと考える³⁶⁾。よって、蔡志順が少なくとも口頭での契丹語能力を保持していたことと併せて、彼は口頭・書写双方の契丹語能力を扱う能力を持っていた可能性が高い。

以上前節の検討と併せて、筆者は蔡志順について以下の点を重視したい。

- 遼代末期において蔡志順は契丹文を用いた行政に従事していた。
- 契丹文のリテラシーを持つ蔡志順は、口頭での契丹語の能力も持っていた。
- 蔡志順は、その契丹語能力によって地位や経済力に近づくことができた。
- 蔡志順は遼上京周辺の出身であった。

そして、これらは前章での概観とも矛盾を来たさない人物像である。

本稿での課題からすると、これらの「蔡志順墓誌銘」から抽出される諸点が契丹語、契丹文能力が明言されない遼代漢人にどの程度一般化できる可能性があるかが重要である。その際、蔡志順がどのような家世であり初任がどのようなルートに由るのかなどが重要な検討課題になるだろう。しかし、残念ながら「蔡志順墓誌銘」はその冒頭が欠けることもあり、これらの検討が難しい。よって次章では、「蔡志順墓誌銘」と出土地に近い漢人の墓誌銘の検討、蔡志順と姻戚関係があると思しき人物の検討、蔡志順と経歴が近似する人物の検討、というような視点から、蔡志順は遼代社会でどのような位置にあり、逆にそこからどのような場合漢人でも蔡志順と同様に契丹語・契丹文能力を有した可能性が高いと想定されるかを間接的に検討していきたい。

36) その他、北院枢密院（＝契丹枢密院）の令史との理解もあり得るかもしれない。しかし、金代の例と照らせば本文で述べたような可能性が高いであろうし、また北院枢密院の令史を敢えて「契丹令史」と称したのなら、契丹文をも扱った可能性が高く、結果的に問題は生じないと考える。

第三章 蔡志順の位置づけについて

第一節 出土地に近いものからの類推

本章では、蔡志順という人物を遼代社会にどのように位置づけるべきかを考えるために、幾つかの観点から間接的な検討を行う。

本節では、まず「蔡志順墓誌銘」と出土地に近い漢人の墓誌銘について検討することで、蔡志順の遼代社会への位置づけを図る。具体的には、「蔡志順墓誌銘」が内モンゴル赤峰市巴林左旗の出土であることから、同様に巴林左旗出土の遼代漢人墓誌銘を検討する。管見では「李文貞墓誌銘」・「高士寧墓誌銘」・「王土方墓誌銘」の三点がこれに該当するが、このうち王土方についてはその孫の王婆孫が「北密院番訳」であるという点ですでに言及したため、ここではその他の二例について検討することとしたい。

・李文貞

「李文貞墓誌銘」³⁷⁾は、二〇〇七年に巴林左旗白音敖包郷で出土した。誌石に残余部分が存在して判読不能な箇所が多く、残念ながら全体の把握は難しい。ただ、墓誌銘の記載によれば李文貞は咸雍四年（一〇六八）の没、その家系は元々宋人であり、恐らくは父が契丹との戦場で捕虜となり契丹の人となった模様である。そして、墓誌銘の出土地から見て、父が上京付近に定住させられ、その地を本貫とするようになったと思われる。

・高士寧

「高士寧墓誌銘」³⁸⁾は、二〇〇八年に巴林左旗の遼上京博物館の管理下に入ったとされる。その具体的な出土地は知られないが、比較的慶陵に近い地域で出土した模様である。そのため、正確には巴林右旗管内で出土した可能性があるが、行論に影響はないためにここでは姑く巴林左旗出土として扱っておく。

墓誌銘の記載によれば、高士寧は乾統七年（一一〇七）に六十三歳で亡くなっており、一〇四五年の生まれと考えられる。およそ蔡志順と同時代を生きた人物と言ってよかろう。高士寧の名は、その墓誌銘以外では「耶律元佐墓誌銘」³⁹⁾に撰者として出現するほか、『高麗史』卷十一肅宗五年（一一〇〇）十月壬子に王太子の子冊封副使として派遣されたことが記されることが知られる⁴⁰⁾。以下、墓誌銘に基づいて述べる。

37) 向南等 二〇一〇、一六二—一六三頁参照。なお、撰文は大康三年（一〇七七）のことである。

38) 左利軍 二〇一一参照。

39) 向南等 二〇一〇、一七七—一七八頁参照。

40) 左利軍 二〇一一参照。

高士寧の家世としては、まず元來宋人であった祖父・高慶延の代に何らかの事情で契丹に移り中京に居住している。恐らくは、澶淵の盟前の遼宋間の戦争に際し捕虜となったものだろう。父・高玄圭の代には、聖宗の陵墓である慶陵を奉ずるための慶州が設けられると、その地に再度移住することとなった。高玄圭は内庫都監を務めたとされるが、これは文脈から恐らくは慶州のものと考えられ、高士寧の兄・高士林が慶州綾絹都監であったとされることと併せて、高一族の慶州との結びつきの強さが伺える。

高士寧本人の官歴としては、まず科挙に及第している点が注目される。しかし、複数回科挙関連の職務を務めた点（較進士選挙・考試於析津府）にその反映が見られるほかは、上京周辺を中心とした燕雲地区以外の地域での職務、そして経済関係の職務での活動が目立つ⁴¹⁾。燕雲地区での恒常的な職務への任命は、晩年に近い時期の「知景州」程度である。

以上から高士寧について言えることは、まず家系的には中京や慶州の建設に伴う移住に見える国家への隷属性の強さである。そして科挙及第者である高士寧本人にしても、上京付近での活動や経済関係の職務の多さにそれが反映していると考える。

以上、本節では「蔡志順墓誌銘」と同じく巴林左旗で出土したと考えられる漢人の墓誌銘について検討した。そのうち情報量が多いのは「高士寧墓誌銘」であったので、本節のまとめに代えてあらためて蔡志順と高士寧について比較してみよう。

両者には科挙及第者であるかどうか、つまりは武官か文官かという大きな相違が存在した。しかし、恐らくは上京付近を本貫とすることの影響があり、その官歴も燕雲地区以外の上京周辺などが主となる点で共通する。また、上京付近を本貫とすることはそもそも移住民の子孫であるという点で両者の共通点となるのみならず、その反映として契丹国家・皇帝への近侍性・隷属性には共通するところがあると考ええる。

第二節 姻族からの類推

次に本節では、蔡志順がどのような立場であったかを知るために、蔡志順と姻戚関係にある人物について検討してみたい。これは、姻戚関係にある人物・一族は、社会的な立場が比較的近いのではないかと推測するからである。

ここで注目するのは、具体的には劉文用・劉貢父子である。その理由は、「劉貢墓誌銘」⁴²⁾に

41) 燕雲以外での職務としては、慶州觀察判官・上京塩鉄判官・長春路錢帛都提点・中京内省使・上京副留守がある。そのうち上京塩鉄判官・長春路錢帛都提点のほかには内庫勾判・榷塩院都監が経済関係の職務として挙げられる。

42) 向南等 二〇一〇、二五二頁参照。寿昌二年（一〇九六）没・乾統五年（一一〇五）葬の紀年がある。「劉

女三、長曰内哥、適故天城軍節度使蔡志福男昌嗣。

とあり、その娘の嫁ぎ先が蔡志福の息子である昌嗣とされているからである。蔡志順と蔡志福では異なるようだが、天城軍節度使という肩書き及び昌嗣という息子の名前が「蔡志順墓誌銘」の述べることに一致することから、同一人物と考えてよいだろう。ただ、なぜ「劉貢墓誌銘」で「蔡志福」とされるかは不詳とせざるを得ない。

それでは、劉文用・劉貢父子について検討したいが、まず二方の墓誌銘はいずれもかつての遼中京付近で出土しており、また「劉文用墓誌銘」には中京に移住してきた経緯が述べられるので、遼末の時点では彼らは中京の人であったとみなしてよい。

中京に移住してきた経緯としては、まず遼聖宗初期の承天皇后称制期において北宋と戦闘が繰り返られる中でその先祖（恐らく祖父）が捕虜となり、幽州管内の順州に住まわされたと言う。このような経緯は、先に検討した王継恩や高士寧・李文貞とも類似するものと言えよう。そして、文用の父である劉保信は皇帝の側近⁴³⁾たる「寄班祇候」から「中京市買都監」となり、中京に移住したと言う。その時代は明言されないが、中京建設時とそれほど離れていない時期と推測する。

では、劉父子はそれぞれどのような官歴をもつだろうか。

まず、劉文用はその官途の早い時期に「堂下緋衣吏」となったという。これは墓誌銘の記載によれば丞相の張儉・馬保忠に召されたとのことから、中書省の令史である蓋然性が高い。そのほかには北宋・高麗に礼官・書状官として合計七回赴いたとされる以外は、具体的な官歴は述べられない。一方の劉貢は、父・文用の恩蔭で三班院から出仕し爵が左承制に至ったという以外は具体的なことは不明である。ただ、慶州で亡くなったとされる点から最終的な任地が慶州であった可能性を伺わせる程度である。

それでは、以上のような劉氏の家世と劉父子の官歴を蔡志順と比較してどうだろうか。

まず、彼らは漢人とは言ってもいわゆる燕雲地区の住民ではないことが指摘できる。無論、上京と中京という違いはあるが、いずれかの段階でその地に移住してきたと言う点では共通すると言えよう。

次に、これと一定関連するが、劉保信が皇帝の近侍から始まり劉貢が慶州で死去したとされるように、契丹皇帝との距離が近いことが指摘できる。これは、蔡志順が皇帝の弟に認められ「隨駕」として過ごしたというのと共通する部分があると思う。

文用墓誌銘」は同二五〇―二五一頁参照。後段の張儉・馬保忠の比定も同書の記述に基づく。

43) 墓誌銘原文では「近輟」とされる。明言がされないが、時期的には聖宗に近侍したと推定する。

また細かいところでは、劉保信が中京市買都監であったこと、劉文用が令史を務めたことと推定されることなども蔡志順の経歴との一致点と言える。

第三節 経歴が近いものからの類推

次に、蔡志順がどのような立場であったかを知るために、その官歴に見える特徴が重なる人物を手がかりにとしてみたい。

まず繰り返しとなるが、蔡志順の官歴の特徴としては、監当官を含めた経済関係の職務を多く務めていることが挙げられるが、これら自体はさほどに珍しい職務ではない。次に、上京管内に関する職や随駕の職を歴任しているのも蔡志順の大きな特徴であるが、個別にこれらの職に任じられるものは間々見られるがここまで歴任する人物は珍しく、その点で特徴が重なる人物を見出しにくい。そこで、ここでは蔡志順が天成軍節度使を務めたことに注目したい。

天成軍とは、太祖の陵墓である祖陵の存在で知られる祖州の軍額である。つまり、単なる一州ではなくいわゆる奉陵邑であるという大きな特徴をもつ。よって、この点について注目して検討を行う。その際、祖州天成軍の事例だけでは数が少ないため、懷州奉陵軍（太宗の懷陵あり）・顕州奉先軍（東丹王の顕陵あり）・乾州広徳軍（景宗の乾陵あり）・慶州玄寧軍（聖宗・興宗・道宗の慶陵あり）のそれぞれの節度使を務めた人物について併せて検討することとする。

それではまず『遼史』本紀・列伝からその事例を拾ってみると（末尾〔表〕参照）、明らかなのは奉陵邑の節度使に任じられたのは契丹人、特に耶律氏の人物が多いということである。そして、歴代の皇帝を祭るべき立場として当然かもしれないが、皇帝の近親者が任じられた例も複数確認できる。無論、正史ゆえに高位の者の記事が多いという偏りもあろうが、注目に値する点である。

また契丹人でなくとも、韓德凝のような韓知古の末裔及び韓紹芳のような韓延徽⁴⁴⁾の末裔といういわば譜代の家系に属する人物や、耶律（=李）仲禧のように耶律姓を賜った皇帝からの個人的な信任の厚い人物が目につく。

ただし、唐元徳や王庭勗のようにその他の漢人の例も見られ、これらの人物の存在は本稿での関心にも重なるが、逆に来歴が不明であり検討の対象とできない。よって、『遼史』以外の史料の検討も必要となる。

それでは次に石刻史料から奉陵邑の節度使任職者を見てみよう。ここでは、行論の都合上墓誌銘が出土してその経歴が確認できる者にその範囲を限った。すると、蔡志順を含めて管見で

44) 韓延徽は『遼史』卷七十四に立伝される人物で、太祖の創業に助力したことで知られる。

は以下のような事例が見出させる。

- 契丹人 耶律宗願・耶律宗允
- 漢人（武階官） 秦徳昌 • 劉祐 • 蔡志順
- 漢人（文階官） 王沢 • 呂士安 • 梁援⁴⁵⁾

まず、『遼史』と同様に契丹人の例が複数存在するが、このうち耶律宗允は『遼史』における耶律謝家奴、耶律宗願は耶律侯古と考えられており⁴⁶⁾、既述のようにいずれも皇帝の近親者である。これらの人物は、奉陵邑の節度使が数ある官歴の中の一つにしか過ぎないこと、そして「山陵都部署」を兼ねているという特徴が指摘できる。

他方で、石刻史料の用例から受ける印象は『遼史』とは異なり漢人の例が多い。そして、これらの人物は現在知られる史料上では「山陵都部署」を兼ねていないだけでなく、いわばその官歴の最後の「上がり」のポストとして奉陵邑の節度使となっている傾向が強い印象を受ける。その点で、これらの人物は上述の契丹人の場合と立場・性格が異なる。本節で検討すべきはこの漢人たちである。

次に、漢人を武階官をもつ人物（秦徳昌・劉祐・蔡志順）と文階官の人物（王沢・呂士安）に分けると、前者の墓誌銘はいずれもいわゆる上京道ないし中京道で出土しており、それぞれの家系がいずれかの時点でその地に移住したことが知られる。一方で、後者はいずれも南京道で出土している。ここから、この両者についても性格を異にするものと考えられる。よって、ここでは後者のうち蔡志順以外の秦徳昌と劉祐の二人について検討していきたい⁴⁷⁾。

• 秦徳昌

それでは、まず秦徳昌について検討する。「秦徳昌墓誌銘」⁴⁸⁾は中国遼寧省建平県で出土した。

45) 耶律宗允・王沢・梁援の墓誌銘についてはそれぞれ向南 一九九五の三一九-三二四頁・二五九-二六四頁・五一九-五二五頁を、「耶律宗願墓誌銘」については向南等 二〇一〇の一四八-一五一頁を、「呂士安墓誌銘」については北京市文物研究所 二〇一〇の一五三-一六八頁を参照。秦徳昌及び劉祐の墓誌銘の出典は後述。

46) 向南 一九九五の關係箇所参照。

47) なお、墓誌銘の記載によれば梁援は契丹人を父方の祖母にもち、漢人としてはややイレギュラーな人物であることから、ここでは考慮の外とした。

48) 向南等 二〇一〇、一六六-一六八頁参照。なお、秦徳昌は墓誌銘の記載によればその妻が後唐莊宗の末裔とされる点でも興味深く、今後関連の史料の把握が進むことが待ち望まれる。

遼代で言えば中京管内に属する地域である。墓誌銘によれば、秦徳昌は咸雍十年（一〇七四）に七十八歳で亡くなっている。秦一族の墓地は元来南京にあったが、中京への居住が長くなったことから大康四年（一〇七八）に中京方面に墓が移され、墓誌銘はその際に記されたものである。

墓誌銘に見える秦徳昌の経歴としては、まず聖宗の弟である耶律隆慶に見出された点が重要である。その後に聖宗に推挙されて以後は皇帝に近侍し、興宗の重熙年間以後は玄寧・奉陵・天城・保安等の節度使を歴任したという。すでに言及したように、このうち玄寧・奉陵・天城は奉陵邑である。その他に宋・高麗・西夏のいずれにも出使経験がある点も興味深い⁴⁹⁾。

・劉祐

次に劉祐について検討する。「劉祐墓誌銘」⁵⁰⁾は内モンゴル赤峰市敖漢旗の出土であり、これも遼代で言えば中京管内に属する地域である。墓誌銘の記載によれば劉祐は寿昌五年（一〇九九）に七十四歳で亡くなっており、その家系は四代前に後唐から契丹に帰順して現在の遼寧省朝陽市方面に移住し、その後さらに中京に移住している。

劉祐本人の初任の経緯は明確ではなく、文階官・武階官の別も墓誌銘では述べられていないが、科挙及第に関する言及がないことや後述の経歴から総合的に見て武階官であると見なしてここでの検討の対象とする。

劉祐の官歴としては、「諸道商榷官」・「内府雜支使」・「督榷塩院」というように主に経済関係の職を歴任しており、最終的に奉陵軍節度使の任中に没した。任地については、奉陵軍節度使以前に知営州であったことが述べられるが、その他は記述の省略のせいもあり不明である。

このような劉祐の出自や経歴は、契丹内地の出身であることや、経済関係の職を歴任している点で蔡志順と共通性が見られるようである。

それでは以下、まず本節のまとめを行う。本節での検討の結果、まず蔡志順が官歴の最後で至った奉陵邑の節度使に任ぜられる人々の背景は、いくつかの類型に分けられることが分かった。そして、蔡志順と同様に漢人の武階官である秦徳昌や劉祐について検討すると、蔡志順とそれぞれにその官歴において重なった特徴をもつと言える。具体的には、秦徳昌が有力皇族の「口利き」で出世の端緒を得た点や、劉祐が経済関係の職を歴任していた点などは蔡志順と重なるものとする。特に、秦徳昌の場合は有力契丹人と直に接する機会が想定されることから、少なくとも口頭での契丹語能力の保有を筆者は推定したい。

49) 北宋への出使は『遼史』卷十九興宗本紀重熙九年（一〇四〇）十二月辛卯及び『統資治通鑑長編』卷一二九康定元年（一〇四〇）十二月丙午にも記される。

50) 向南等 二〇一〇、二三六―二三八頁参照。

次に、三つの観点から検討を行ってきた本章全体からは何が言えるだろうか。

全体を概括すると、蔡志順に重なる人物像として、契丹内地の出身つまり移住民の子孫で、有力皇族の「口利き」で出世の端緒をつかみ、その後も契丹人に近侍した立場で、主に契丹内地で経済関係の職務を多く歴任した人物、というようなものが描けるのではないだろうか。そして本稿の主旨と重ね合わせるならば、このような人物は契丹語・契丹文能力を持っている可能性が高かった、あるいはその能力ゆえに上記人物像のような人生を送ることとなる可能性を持ちえたのではないか、ということになる。

おわりに

以上、本稿ではまず遼代における漢人の契丹語・契丹文の使用状況を概観した後に、「蔡志順墓誌銘」を手がかりに主に以下のようなことを想定した。

- 遼代末期においても契丹文が現実の行政に使用されていたと考えられること。
- そのような契丹文を用いた行政に漢人が少なくとも一定程度関与していたこと。
- 契丹文のリテラシーを持つ漢人は、口頭での契丹語の能力も持つ蓋然性が高いこと。
- 上記のような漢人は、その能力によって地位や経済力に近づく可能性を得たこと。
- 上記のような漢人は、燕雲地区の漢人よりは契丹内地にいずれかの時点で移住した人々、つまり契丹人と様々な意味で距離が近い人々であった場合が多いのではないかと考えられること。

そして、やや恣意的ながらも、幾つかの観点から蔡志順とその出自・背景の近い人々にも簡単な検討を加え、上記の想定を間接的に補強しようとした。

蔡志順の例から抽出した上記の想定がどれほど普遍化できるかは、同墓誌銘の記述が孤立した例であることから確定できない。そのため、より明確な解答を目指すためには、資料状況の推移を今後も注視していくしかないだろう。ただし、金代においても契丹語・契丹文が襲用されていたという大状況から考えるなら、遼代末期に契丹語・契丹文が象徴的な存在に止まらず現実の用に供されていたと考えて大過なだろうか。すると、漢人にとっても契丹語・契丹文能力を備えることがアドバンテージとなり得たという本稿の想定は十分成立可能ではないだろうか。

なお、本稿では結果として主に契丹内地の漢人について検討を行うこととなった。ただし、これはもちろん燕雲地区の漢人が契丹語・契丹文能力を持つ場合があったことを排除するものではない。しかし、遼の滅亡後に宋さらに金と仕える対象を変更しながら生き延びて行ったことで有名な燕地の人々の契丹国家・契丹人との距離の大きさも同時に明らかである⁵¹⁾。つまり、

51) 契丹滅亡後の燕地の漢人については、近年では飯山 二〇一三が示唆に富む。

遼代史は「契丹人对漢人」という二項対立で語られやすく、当時の史料に就いて見てもそれは決して誤りではないが、他方で「契丹人+契丹内地の漢人对燕雲地区の漢人」というような区分けから見ただけのほうがより当時の実相に迫れる面もあると考える。

最後に、今一つだけ史料を提示して論を終えることとしたい。それは、金代に係る史料なので本論中で言及しなかったが、遼寧省阜新市出土の「齊堯拳夫婦墓誌銘」である⁵²⁾。

同墓誌銘には遼代末期のこととして

不得已而誦契丹字、末期而通、遂精番漢書、乃□于刀筆。

の一節が存在する。同墓誌銘の記載によれば齊堯拳は遼初に恐らくは華北のいずれかから寧昌(=懿州)に移住して来た家系に属している⁵³⁾。

さて上記引用部分に関して、前後の状況の詳細は不明だが、彼が出仕しようとするに当たり契丹文を扱える必要があったことが読み取れると考える。すると、彼自身が契丹人とどれほど接触があったのか、また契丹語の能力がどれほどだったのかは不明だが、当時一般に地方の州レベルでも契丹文が行政に使用されており、そのために契丹文を扱う事務能力が必要とされ、逆にその事務能力を有すると出仕のチャンスが増したという事情が読み取れるのではないだろうか。あるいは本論の補足となるかと考え、末尾ながら紹介する次第である。

【参考文献】

- 飯山知保「遼の“漢人”遺民のその後」(『契丹[遼]と10~12世紀の東部ユーラシア』勉誠出版、二〇一三)
- 武田和哉「契丹国(遼朝)の成立と中華文化圏の拡大」(菊池俊彦編『北東アジアの歴史と文化』北海道大学出版会、二〇一〇)
- 北京市文物研究所編『魯谷金代呂氏家族墓葬發掘報告』科学出版社、二〇一〇
- 北京図書館金石組編『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』四五、中州古籍出版社、一九九〇
- 蓋之庸編著『内蒙古遼代石刻文研究』(増訂本)内蒙古大学出版社、二〇〇七
- 高井康典行「遼朝科挙と辟召」(『史学集刊』二〇〇九年第一期)
- 劉鳳翥・唐彩蘭・青格勒編著『遼上京地区出土の遼代碑刻彙輯』社会科学文献出版社、二〇〇九
- 王曾瑜「遼朝官員の実職和虚銜初探」(『点滴編』河北大学出版社、二〇一〇)
- 王未想「内蒙古巴林左旗出土遼代蔡志順墓志」(『考古』一九九五年第九期)
- 王新英輯校『全金石刻文輯校』吉林文史出版社、二〇一二
- 王玉亭「遼末金初齊堯拳夫婦墓志補校」(『遼寧省博物館館刊』二〇一一)
- 向南『遼代石刻文編』河北教育出版社、一九九五
- 向南・楊若薇「遼代經濟機構試探」(『文史』一七、一九八三)
- 向南・張國慶・李宇峰輯注『遼代石刻文統編』遼寧人民出版社、二〇一〇

52) 王玉亭 二〇一一参照。

53) 齊堯拳は、石敬瑭の末裔を妻としている点でも興味深い人物である。

楊若薇『契丹王朝政治軍事制度研究』中国社会科学出版社、一九九一
 姚從吾「遼金元時期通事考」(『姚從吾先生全集』五、正中書局、一九八一)
 左利軍「遼《高士寧墓志》考釈」(『遼金歴史与考古』三、二〇一一)

[表]

節度使名	人名	注釈	出典(『遼史』)
奉陵軍節度使	唐元德 耶律信寧 耶律侯古	聖宗の息	卷十二聖宗本紀統和六年九月己亥 卷十六聖宗本紀太平二年七月己卯 卷二十興宗本紀重熙十一月丁巳
天成軍節度使	耶律古昱 蕭韓家奴		卷九十二本伝 卷一〇三本伝
廣德軍節度使	韓德凝 耶律遂哥 耶律謝家奴 韓紹芳 耶律藁奴 耶律仲禧 耶律蒲古	耶律隆慶の息 耶律隆慶の息 本姓李	卷十三聖宗本紀統和十五年四月丙午 卷七十四本伝 卷十六聖宗本紀太平四年六月甲戌 卷十七聖宗本紀太平七年十一月己未 卷十七聖宗本紀太平九年六月戊子 卷十九興宗本紀重熙十二年十月辛亥 卷七十四本伝 卷二十四道宗本紀三年六月壬申 卷三十道宗本紀四年十一月己丑 卷九十八耶律儼伝 卷八十七本伝
奉先軍節度使	王庭勗 蕭翰 蕭余里也	乾州節度使	卷十聖宗本紀統和三年四月癸未 卷十八興宗本紀重熙七年十二月己巳 卷一一一本伝

〔附録〕「蔡志順墓誌銘」録文

・ ・ ・ 墓誌銘

・ ・ ・ 上京管内商税点提・雲騎尉・賜紫金魚袋楊駿声撰

・ ・ ・ 子封於蔡、因以為氏。公諱志順。性剛

・ ・ ・ 郡吏。清寧六年、宋国王留守京師、悦公善

・ ・ ・ 密院充契丹令史、属文班。乙信為知院、去令史。

□改為通事。咸雍二年、授左承制。四年、知隨 駕生料副使。七年、出為

上京商税点檢、遷如□副使、隨 駕針線院都監。歷懷州商趨都監、再

為上京商税点檢。皆有功可獎。累加安州团練使、知上京軍器庫使。大

安元年、授隨 駕三軍都虞侯。三年、遷安州防禦使、知慶州節度副使。

□□京馬軍都虞侯。改知上京内省使事。壽昌元年、授千牛衛大將軍。

□□州軍州事。無幾、遷歸州觀察使。三年十二月、拜天城軍節度使。五

年正月二日、以疾薨于第、年若干。公為人敏達、果於用事、所處皆以廉

直著聞。至有王事繁缺、当遣使治、公時承命奔走、乃無不辦、朝廷以為

能。先娶劉氏、生二男、長曰昌嗣、早卒。次日昌裔、為鉄木院都監。再娶安

氏、封安定郡夫人、無子。以乾統八年九月十四日葬於望京山。銘曰

維昔富貴、罔不世嗣。邈起白屋、鮮克一二。於美蔡公、

□迹郡吏。爵實通侯、職為戎帥。不有長材、曷由至是。

□□□孫、無有廢墜。

乾統八年九月十四日辛時星全入墓。鄉貢進士劉安貞書

※ ・ ・ ・ は残欠、□は文字数が明かな判読不能部分、スペースは敬意表現による空格を示す。

〔付記〕 本研究は、日本学術振興会の科研費（24820068）の助成をうけたものである。

〔補記〕 本稿校正中に苗霖霖「遼代上谷耿氏家族考」（『黒竜江民族叢刊』2012年第1期）の存在を知った。耿氏一族の推移について論述しており、参考となる部分がある。また、「おわりに」で言及した「齊堯挙夫婦墓誌銘」に見える契丹文能力の問題に関しては、下記の研究も参照が必要である。

郭添剛・崔嵩・王義「遼寧阜新發現金代石氏墓志」（『遼寧省博物館館刊』2010）